

第 13 回 北方領土問題対策協会分科会議 事 録

1. 日 時 : 平成 20 年 2 月 14 日 (木) 16:00 ~ 17:38
2. 場 所 : 北方領土問題対策協会会議室
3. 出席委員 : 上野分科会長、渡邊分科会長代理、
大隈委員、小町谷委員
4. 議事次第 :
 - (1) 開 会
 - (2) 平成 19 年度業務実績の評価基準及び評価表について
 - (3) 独立行政法人整理合理化計画について
 - (4) 中期目標に係る業務実績評価について
 - (5) 次期中期目標について
 - (6) 役員の退職金に係る業績勘案率 (案) について
 - (7) 今後の予定について
 - (8) 閉 会

○上野分科会長 予定の皆さんがお集まりということで始めさせていただきます。

本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。

内閣府独立行政法人評価委員会令第 6 条の定足数要件を満たしておりますので、有効に成立しているということで、開会できるということを確認します。

それでは、本日の議題について説明させていただきます。

お手元に厚めの資料がございますが、まず 2 つ目の議題でございますが、平成 19 年度事業の評価につきまして、資料 1 が添付してございますが、「各事業年度の業務の実績に関する評価基準 (案)」に従って進めていってよろしいかどうか確認したいと思います。

これに加えまして資料 2 「総合評価表 (案)」がございます。

資料 3 「独立行政法人北方領土対策協会の平成 19 年度の業務実績に関する項目別評価表 (案)」を用いて評価を実施することとしてよいかということもお諮りしたいと思います。項目別評価表につきましては、昨年使用したものから多少変更が加えられておりますので、事務局からその点について御説明いただいた後、我々から意見があれば申し上げるという形で審議したいと思います。

続きまして、議題3ですが、昨年12月に閣議決定されました独立行政法人整理合理化計画の協会の関連部分につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

4つ目の議題でございますが、中期目標期間終了時における業務実績評価のやり方につきまして、事務局から御説明をいただきます。

続きまして、議題の5、これが本日のメインの議題ということになりますと思いますが、次期の中期目標につきまして、平成20年度～平成24年度までの（案）につきまして、議案を基に意見交換をしたいと思います。

6番目の議題、昨年本協会を退職されました専務理事の退職金に係る業績勘案率（案）につきまして、審議を行いたいと思います。

7番目、事務局から今後の予定等について説明していただいて、閉会ということにします。

このような議事の順番で運びたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○上野分科会長 それでは、特段の異議もございませんので、このように取扱わせていただきます。

早速ですが、資料1の評価基準につきまして、昨年から変更ありませんが、念のためという程度の意味ですが、これを用いて評価を行うことを確認したいわけですが。資料1の評価基準ということでございますが、これでよろしいかどうか、いかがでしょうか。

これは特段変更はないということですね。

○久保田専門職 ございません。

○上野分科会長 よろしゅうございますね。

（「はい」と声あり）

○上野分科会長 では、続きまして、各評価表の確認でございますが、資料2の「総合評価表」、資料3「項目別評価表」というのもございます。これは色刷りになっていると思うんですが、資料2の方は昨年から変更はないということですが、資料3の方につきまして、変更があるということでございますが、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○久保田専門職 それでは資料3につきまして、御説明させていただきます。資料3の横の表、赤字の部分が今回修正をさせていただいたところでございます。すべて細かく説明するというよりは、どういう観点で整理させていただいたかということをお話しさせていただきたいんですが、まずは北対協は各年度、年度計画というものを作成しております。19年度も19年度年度計画というのがございますので、まず年度計画に即して変更した部分がございますが、年度計画の各記述部分というのは、左から2番

目の欄と言いますか、「評価項目（19年度計画の各項目）」というところにございます。ここが新しくなれば、当然それに伴って評価指標、評価基準も変わってくるということがまず1つ。

もう一つは、これまでの分科会での議論の経過で、細か過ぎる部分があるのではないかという御議論がございました。余りにも細かい部分は簡略化するという方向で見直しを若干しております。

それから、簡略化という同じことで2つあった評価指標を1つにまとめたりとか、そういうことをしております。

後ほど政府全体の独法の整理合理化計画については説明いたしますが、全独法絡みの話でこういうふうな評価基準を入れてくださいよというお話がございましたので、それについても対応させていただいております。

具体的に主なところをかいつまんで御説明いたします。

まず1ページ目、最初のところは「達成」「未達成」というところで、これまでは途中の段階でしたが、今回は19年度が最終年度ということで「達成」か「未達成」かというところで書き直ただけでございます。

2つ目の削減手段と削減内容のところなんですが、ちょっと読み上げますと、一般管理費削減のために評価項目に記載された効率化を推進する体制の充実、事務マニュアルの充実・有効活用、ペーパーレスの推進等の実施状況とただ書いてあったんですが、これについてはA B C Dをどうやって評価するかという客観的なものはもともとつくりにくいということがありまして、実際どのように当分科会で評価していたかということについては、これらのことの実績について北対協さんから説明を受けまして、その説明を受けて分科会の協議により判定していたということでございますので、実態に即した記述に書き直したと。この方が外部から見て、どのように評価したかわかりやすいというだけでございますので、特にやり方を何か変えるという意味ではございません。こういった趣旨の変更はこの後も幾つか出てまいります。

その下のもう一つ削減手段の内容いうところも同じ趣旨で説明を受け、協議により判定するというふうにしたただけでございます。

常勤職員1名の削減というのがございまして、これは左側に書いてあるんですが、行政改革の重要方針を踏まえまして、19年度末までに1名の削減というふうに決まっておりましたので、これについて達成したか未達成であるかということが評価基準とさせていただきます。

1ページについては、あとは文言の修正でございます。

2ページ目「主たる事務所の移転」ということで、既に移転された本事務所で今分科会を開いているわけでございますが、管理費の削減を図るた

めに主たる事務所の移転を行ったかと。これが19年度ということになっておりましたので、新たに記載いたしました。

その下に「随意契約の適正化の取組みを行っているか」という項目が加わっております。これについては、総務省から指導がございまして、資料4を御覧いただけますでしょうか。

資料4は平成20年1月31日に総務省の政策評価独立行政法人評価委員会、いわゆる元締めのようなところなんです、こちらから18年度の実績評価について、2次評価と言いますか、それを全独法分をこちらの政独委というところで見まして、何か気のつくところを意見してくるということでございます。

内閣府独法、共通部分もございまして、北対協部分のところ、ページ番号をふっていないんですが、2ページほどおめくりいただいて、左側に恐らく北対協というところがあると思うんですが、読み上げますが、「随意契約の適正化については、『独立行政法人における随意契約の適正化について』（平成19年2月16日付け総務省行政管理局長及び行政評価局長から各府省官房長宛て事務連絡）において、各府省の年度評価等の際に平成18年11月の当委員会の指摘を踏まえて自己評価を行うことが要請されている。しかしながら、評価結果において随意契約の適正化の取組について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画III-1-1（1）『随意契約の見直し』等をも踏まえ、『随意契約見直し計画』の実施状況等について厳格な評価を行うべきである」。

私どものこの分科会におきましても、随意契約の実績については資料をお示しして、審議はしているわけですが、これまで評価表という紙に残す形では書いてこなかったところがございますので、今回新たに随意契約の適正化という項目をきちんと残して、ここについて実績を書いて評価を行っていくとしたものでございます。

資料3の項目別評価表に戻らせていただきます。

3ページ目についても、北対協からの説明を受け、分科会委員の協議により判定する。情報提供の効果、下の方は事業内容とその効果ということで、大きな変更ではございません。

4ページの上の方「保有資産の有効活用」「北方館等の啓発施設は保有目的に照らして有効に利用されたか」ということがございまして、これも後で説明いたしますが、整理合理化計画というのがございまして、その中で全独法共通部分で保有資産について有効に活用されているかという評価を行いなさいという指導がございましたので、そういう観点で、北対協が持っている資産というのは、こういう北方館啓発施設のみということなんです。

ので、追加させていただきました。

4 ページについては、ほかの部分と同様の修正でございます。

5 ページ目でございます。上の方は同様の修正。下の方、協会ホームページへのアクセス数というところでございますが、これまで各年度におきまして、途中経過でございましたので、例えば昨年の評価では110%以上がAとなっておりますが、今回最終年度になりますので、もともとの中期計画では中期目標の期首年度に比べて期末年度には20%以上の増加となるようにするという目標がもともと大きくございますので、それに合わせて期首年度である15年度に比べて最終年度である19年度に120%以上になったかどうかというふうに数字を若干修正させていただいております。

5 ページ目については以上でございます。

6 ページについても、特段大きな修正はございません。

7 ページの上の2つについては、これも大きな修正ではございません。同様の修正でございます。

(2) の中段のところの「調査研究」でございますが、ここは昨年の分科会の審議でいろいろ御意見をいただいたところでございますが、研究会の実施回数を評価基準にしてありまして、もう一つは、国際シンポジウムを予定どおり行ったかという評価基準がございました。

これについて、いわゆる組織・業務の見直しというのが平成18年12月に出まして、その中で調査研究についても在り方を見直して必要性のあるものをやっていくというふうになっておりますので、そういった研究会、国際シンポジウムの在り方について精査の上、実施するとしておりますので、そのような見直しを踏まえて、調査研究業務を遂行したかという観点で修正をいたしております。

7 ページの下段の部分は日本語の修正でございます。

8 ページ目は特に修正してございません。

9 ページ目、後段で貸付のリスク管理債権のところなんですけど、これは年度計画のところ(iii)と(iv)という項目が加わってございまして、これは(i)と(ii)でリスク管理債権の17年度末に比べてどうだという項目がございましたが、これについて既に達成してきたところでございますので、新たに19年度から(iii)と(iv)の目標を加えたところでございます。

これが加わりましたので、それに伴い評価指標及び評価基準も付け加えて、それが次のページに出てまいります。下の方というか、次の10ページの上の方に来るんですけど、(iii)と(iv)という形でそれぞれ加わってございます。

やや下段の方（カ）で一部改正された法律の施行準備というものがございまして、これが平成20年の4月1日、新年度から施行されるものですから、これについての準備作業及び周知徹底が行われたかどうかということを追加させていただきます。

10 ページについては以上でございます。

11 ページは特段変更はございません。

12 ページ、前の人事のところですと、スタッフ制の導入によるフラット化ということが書いてあったんですが、それについては、18年度において対応済みということでございますので、本年度においては、これらの経緯を踏まえ、職員を研修会へ積極的に派遣するなど、職員の能力の向上を図るということになりますので、それについて新たな評価基準として加えたものでございます。

駆け足でございましたが、以上が修正されたところでございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。それでは、今の説明に基づきまして、項目別評価表（案）、資料3でございますが、これによろしいか、審議していただきたいと思えます。

御意見・御質問等がございましたら、御発言お願いいたしたいと思えます。

○大隈委員 4 ページ目の上から2つ目の、整理合理化計画によるものだという御説明があったんですが、今書かれているように評価基準としては、啓発施設は保有目的に照らして有効に利用されたかというのが評価基準になるのでしょうか。それとも、もう少し詳細な客観的な何かを。

○久保田専門職 では、実際に整理合理化計画を御覧ください。資料5の方に整理合理化計画を付けてございます。これ自体も抜粋なんですけど、最初の方に全独法共通部分というのがありまして、いわゆる保有資産の見直しというのが3ページ目でございます。「(2) 保有資産の見直し」として①から④までございます。読んでいただきますと、要するに、使っていないような資産等があれば、それを売却するとか、そういったことが主に書いてあるんですが、北対協が持っている資産については、大きなものは特段ございまして、唯一あるのが北方館等の啓発の施設。こちらについては、啓発目的で入場者が入ってきて学習していく、見ていくということに使っておりますので、これについて保有目的に照らして適切に利用されているか。これがもし適切に利用されていないということであれば、場合によったら処分するのかもしれないのかという議論につながっていきますので、利用されていけばいいだろうということですから、こういうふうな書き方にさせていただきます。

○大隈委員 では、大本としては遊休資産がもしある場合には、売却を促すということですね。

○久保田専門職 そういうことをございます。

○上野分科会長 ほかにいかがでしょうか。

数値目標になっているところとか、したか、しなかったかみたいなのは白黒がはっきりするんで評価は難しくはないかもしれないんですが、抽象的な文言はなかなか難しいのかなというのがあります。順調に行ったのか、適切にとか、その辺は微妙ですが、しかし、数値目標化することは難しいと思います。こういう形にならざるを得ないのかなと思います。

渡辺先生、特にございませんか。

○渡辺委員 特にこれに関してはないんですが、参考までに、これは6ページの中に教育専門家の派遣というのがありますね。これは今年度分は何か計画みたいなものがあるのか、立案中ということですかね。

○久保田専門職 北対協さんの方で。

○井上理事長 今年度ですか。

○渡辺委員 今、評価の話で、脇道にそれて申し訳ありませんが、参考までに教育専門家というのは今どうなのかというのをちょっと聞いてみたいなど思ったんです。別に今、答えられなければ別途。

○井上理事長 実績がどうかということですか。

○渡辺委員 はい。

○井上理事長 これはやっております。教育専門家と言うとわかりにくいですが、中学校の先生です。ビザなしの根拠の告示がこういう分類になっていますので、教育専門家というカテゴリーで学校の先生たちに行ってもらっているということです。

○渡辺委員 わかりました。

○上野分科会長 小町谷先生は何かございますか。

○小町谷委員 特にありません。

○上野分科会長 それでは、御意見あるいは質問はひととおりに出たようですので、決定に移りたいと思いますが、今年度の実績を評価するに当たり、この評価表を用いるということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○上野分科会長 ありがとうございます。

それでは、昨年12月に閣議決定されました独立行政法人整理合理化計画の協会の関連部分について、先ほどちょっと話が出ましたが、改めて御説明をお願いします。

○山本参事官 資料5ですが、昨年の末に独立行政法人整理合理化計画と

いうことで閣議決定されているところでございます。これは 101 の独立行政法人につきまして、原点に立ち返って見直しを行った結果をとりまとめたというものでございまして、先ほど共通部分ということで、随意契約の見直しから始まっていろいろ横断的に書いてあるところがまずございますが、そのほかに別表で各独立行政法人についての記載がございます。このお配りした資料の 11 ページに北対協の部分が出ております。

11 ページを御覧いただきますと、北対協につきましては、御案内のとおり平成 18 年の末の段階に、現在の中期目標の終了よりも 1 年前倒しで組織業務の見直しというものを決定しておりますので、ここに記されておりますのは、その内容を基本的には粛々と実施していくということになっておりますので、その 18 年末の段階で決めたものから新たな内容というのは付け加わっておりません。需要の少ない法人資金について、20 年当初からは貸付けを停止すること。住宅新築資金については、次期中期目標期間中に改廃の在り方についていろいろ検討を行って結論を得ていくということ。

それから、一般管理費の削減の観点から、既に事務所が上智大のところから今日の上野のビルに移転しておりまして、20 年度内に札幌についても、市内で移転する計画でおるところでございます。

こうした内容を含めまして、この後、本日のメインディッシュの議題であります 20 年度からの中期目標というのにも反映することになっているところでございます。

この後、中期目標を説明させていただくに当たりまして、ついでに関係する大きな動きとしまして、資料の 6 を併せて御覧いただきたいと思えます。

資料 6 というのは、昨年 12 月 18 日に関係閣僚で申し合わせました「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」というものでございます。

これの 3 ページ目にカラー刷りのポンチ絵が付いてございますので、それを御覧いただければと思えます。

経緯を申し上げますと、四島交流等に従来使用してきた船舶が老朽化してきたということがございまして、北方の関係者等を中心に新船建造を求めるといった動きが非常に高まっております。こうした動きを受けまして、内閣府の方で平成 17 年度から 2 年間調査費というのを認めていただきまして、調査をいたしました。

その 2 年間の調査結果としまして、現行使用船舶、実際は毎年競争入札しているんですが、結果論的には特定の民間船舶を使用する結果にこのところなっているんですが、この船が船齢 24 年と老朽化しております。そ

のために安全性の面で性能が劣るということで、後継船舶の望ましい船舶使用とか、改造できるような候補になる適当な中古船というのがなかなか存在しないということ。あとは新船をこの海域で使えるような建造をした場合の試算で幾らくらいかかるか。一応この調査の中では24億というふうになっていますが、その24億の運航経費を入れて利払費等を入れて14年くらいで償却していくと、年間平均費用が4億くらいでしょうという試算などを含めた調査結果が出ております。

それを17年度、18年度で行いまして、これを受けて後継船舶の確保について政府の方針を明らかにしなさいということで、その所要の財政措置を取るよという要請が北方の関係者や議員の方々からなされまして、昨年8月の段階で内閣府といたしましては、民間所有民間運航ということしていくという方針で固めまして、予算要求ということにいたしました。平成20年度に民間企業との間で長期の傭船契約の手続を行っていくための費用を予算要求いたしました。

その後、財務省等々と協議を重ねまして、そういう経緯を踏まえて、昨年末にとりまとめられましたのがこのポンチ絵の方でいきますと、この橙色と言うか右上にあります「平成19年度 後継船舶の確保に向けた意思決定」というのがさっきの申し合わせということでございます。

この方針の中身でございますが、後継船舶の確保の調達方法を定めたわけですが、基本的には船舶の保有とか運航形態については、必要な対応策を確保した上で、基本的に民間に委ねるということでございます。これまでも民間だったわけですが、単年度ごとの傭船契約ではなくて、独立行政法人である北対協が民間企業さんとの間で長期傭船契約を締結するということによって、この四島交流等事業を安定的、かつ安全に継続させるという国の姿勢を明確に出すとしたわけでございます。

具体的にはこれでいきまして、平成20年度に北対協が民間企業に公募をかけまして、後継船舶の建造、運航を行う事業者さんを公正な手続で選定して契約まで行ければということでございます。

続いて、平成21年度～23年度にかけてまして、落札した事業者さんが船舶の建造を行う。この建造する後継船舶の仕様につきましては、四島の海域が非常に特殊でございますので、喫水の浅い、また、中型の旅客船ということですし、事業に必要な定員とか宿泊施設、集会スペースを有するもので、勿論、それで安全性に配慮するというので、そういう条件を満たす船を建造していただいて、24年度を目途に新たな船の供用開始とできないかということを決めたところでございます。

今後の推進体制ということにつきましては、この絵でいきますと、紫の

ところですが、内閣府と外務省と北海道庁、そして、北対協もオブザーバーですが、この北方四島交流事業等関係府省等推進協議会というものを新たに設置いたしまして、四島交流事業全般の改善のための方策の検討とか、それから当然この後継船舶の調達、あるいは具体的な運用についての検討を行っていくということにしたところでございます、協議会自体はこの2月1日に発足したところでございます。

以上、雑駁でございますが、昨年12月18日に官房長官と北方担当大臣、外務大臣、財務大臣の四大臣でとりまとめました関係閣僚申し合わせというものの概要を御説明させていただいたところでございます。

この政府の方針をこの後御審議いただきます北対協の中期目標にも反映させていただいているところでございます。

とりあえず私からは以上です。

○上野分科会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、中期目標期間終了時における業務実績評価のやり方について事務局から御説明をお願いいたします。

○久保田専門職 資料7を御覧いただきたいと思えます。

どこかで見たような評価表ではないかと思われると思うんですが、先ほど資料2に入っておりました総合評価、各年度で使っている総合評価表と極めて似ているものがございます。

これは何かと申しますと、北対協の現行の中期目標期間が15年度から始まりまして19年度ということで、4年半にわたる目標期間がもうすぐ終了するところがございます。中期目標期間が終了いたしますと、終わってからその間の業務がどうであったかということの評価いたしますので、各年でやっているところがございますが、目標期間をまとめて評価する。そのときにどのような様式を使って、どのような評価表を使って評価するかという、今日は評価表だけを決める。実際の評価についてはこれから7月、8月にかけてやっていくところがございます。

評価表ですが、参考にしたのはいつも使っている総合評価表です。1点だけ違いますのは、一番下に主要事務事業や組織の在り方についての意見というのがございます。これはいつもの総合評価表にはないのでございますが、これについては独立行政法人通則法に従いまして、目標期間終了時の評価の際には主要事務事業や組織の在り方についての意見も聞くとなっておりますので、ここに追加させていただきました。

協会に関しましては、平成18年度の見直しのときに、中期目標期間終了時の1年前倒しの見直しということで政府全体の行革の流れの中で一旦、いわゆる融資業務を中心に見直しが行われたところがございますので、既

に決まっている見直し内容を書くのに加えて、それに何かあれば追加するということになるのではないかと考えております。

資料7の説明については以上でございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。資料2と比べていただければわかると思うんですが、一番最後の欄だけ違って、後は全く同じ、勿論タイトルは違いますが、この件に関して御意見、あるいは御質問ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○上野分科会長 それでは、平成15年～平成19年度までの中期目標期間の実績を評価するに当たりまして、この資料7の評価表を用いて行うということにいたしたいと思えます。

それでは次の議題に移りたいと思えます。次期中期目標平成20年度～24年度の(案)について、本日の分科会での審議を基に2月28日の内閣府独立行政法人評価委員会、いわゆる親委員会でございますが、そこにおいて検討を行うということになっております。原案が出ておるわけですが、事務局から御説明をお願いしたいと思えます。

○久保田専門職 それでは、資料8を御覧いただきたいと思えます。左側が新しい中期目標の(案)、右側にありますのが、現行の中期目標でございます。先ほど上野先生からお話がありましたように、この中期目標は、本日議論した後に2月28日の親委員会にかけまして御議論をいただきます。

中期目標の下にと言いますか、中期目標というのは主務大臣が定めるものでございまして、それを受けて中期計画というのが別途ございます。中期計画については目標が定まった後に協会が定めると。これも大臣認可事項ではございますが、定めるのは協会ということで、そちらの中期計画については、3月18日、次の次の親委員会の方にかかりますが、本日ここにお示してあるのは中期目標の(案)のみでございます。

それでは、具体的に中身の説明をさせていただきます。変更をしているところに下線を引っ張ってございますので、そこを中心に御説明させていただきます。

まず1ページ目でございますが、最初、前文のところでございますが、中段から後段にかけて近年以降のところでは少し文言を変えてございますが、これは最近の状況の変化、いわゆる四島周辺での開発が進んでおりますとか、領土交渉等々をかんがみまして、一段と厳しさを増しておりというのを加えまして、国民世論の形成とその高揚持続に向けて一層充実した取組

みが必要であるというふうに若干文言を変えてございます。

その下に新しく加わった1ページ目から2ページ目にかけて、4、5行の記述がでございます。これは先ほどの申し合わせにもありましたが、北方四島交流状況についての部分でございますが、四島交流事業の事業自体が北対協の業務にとって非常に重要になってきているということと、それから先ほどの資料6でもありましたように、四島交流についての政府の方針というものが出ておりますので、そういうのを踏まえまして、かちっとした形で前文のところにも加えさせていただいたというところでございます。

2ページ目のほかの修正部分については文言の整理でございます。

3ページ「1. 中期目標の期間」というのは、先ほどからお話がありましたように、平成20年4月1日～平成25年3月31日までの5年間。年度にいたしますと、20年度から24年度までということでございます。

「2. 業務運営の効率化に関する事項」でございますが、ここは数値目標が一般管理費と業務経費に分かれておりまして、現行の中期目標では一般管理費の最終年度が、特殊法人時代の最終年度は13%削減という目標だったんですが、今回、7%という目標を設定させていただきました。これは今年度、19年度に比べて最終年度、つまり24年度ということで、7%にさせていただいておりますが、これについては13%削減ということで相当努力をしておりますし、それこそ事務所の移転もそうでありますし、それ以外にも各種節約を図っているところでございます。

かなり削れるところは削っておりますので、これ以上たくさんということにはなかなかできないんですが、その中で年々頑張っていくということを加えまして、7%という数字を設定してございます。

業務経費についてでございますが、こちらについては同様に1%ということなんですが、括弧内の記述で除外項目といたしまして、「特殊要因に基づく経費及び一時経費」というものが書いてありますが、これについては、特殊要因に基づく経費というのは、現時点では特に何か具体的に想定しているわけではないんですが、例えば新規で新しい事業をやる必要があって生じた経費でありますとか、あるいは何かの事情で法律改正等がありまして、それに基づいてやることになった事業とか、そういった予定していなかったことに対する経費というものと、一時経費は現行でありますのは、船舶の傭船絡みの経費なんですが、これらのこういった臨時的な経費につきまして、効率化の対象から外す方が適当だろうということで、除外させていただいたところでございます。

3ページの後段は、行革絡みと言いますか、見直しの関係が書いてござ

います。今期中期目標については行政改革の重要方針というものが書かれておりましたが、次期の方ですと、平成18年の見直し、それから先ほど御説明いたしました独立行政法人整理合理化計画、これは昨年末でございますが、これらを踏まえ事務所移転、常勤職員の削減、随意契約の見直し、内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備等について適切に対応を行うということにしております。

3 ページ目については以上でございます。

4 ページ「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」ということでございます。

こちらの方、まず「国民世論の啓発」なんです、ここの①も②もそうなんです、現行の中期目標については数値目標が設定されております。

「①北方領土返還要求運動の推進」については、毎年度100回以上の水準を保つ。

「②青少年や教育関係者に対する啓発の実施」についてはアンケートを取りまして、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得るようになっておりました。その新しい目標でどのようにやっていくかというところは、内部でも随分議論をさせていただきましたが、そもそも100回でありますとか、80%という数値目標が適切かどうかというところと、それから実際にこういう目標を設定してみて、これまでの実績評価していただいたところでは、すべて達成できている。100回以上につきましても、アンケートにつきましても、どちらも十分に達成できているというところでございますので、こういった事情を踏まえまして、新しい目標としてどんなものが考えられるかというところで、新しいものとして全都道府県に働きかけると。具体的には①の方で言えば国民運動としてこういった講演会でありますとか、研修会、署名活動、こういった活動が全都道府県でなされるように引き続き働きかけるということ。

②の青少年や教育関係者に対する啓発の方ですと、北方領土問題教育者会議というものがあるんですが、その設置について、引き続き全都道府県で設置されるように働きかけるということ。

同会議での成果をこれからの教育関係者にフィードバックするという目標を（案）として提示させていただいております。こちらについては御議論いただくことになるのかなと思っております。

4 ページ～5 ページにかけまして、③として従来インターネット等を活用した情報の提供というところがございましたが、大分インターネット自体は使うのが当然の時代になりまして、今後はいろんな媒体を活用して、どんなふうにわかりやすく伝えるかというコンテンツの方が重要になって

きていますので、その辺を踏まえして、インターネットを活用したというタイトルを「わかりやすい情報の提供」に直しまして、インターネットを含めまして、刊行物、パンフレット等を媒体の中でわかりやすく伝えるように工夫に努めるとさせていただきます。

「(2) 北方四島との交流事業の実施」でございますが、まず位置づけとして、従来北方四島との交流事業の実施というのが、これは5ページの右側のところでいきますと④と出ておりまして、これは事業(1)の啓発のところの④という扱いにしておりました。これを交流事業がかなり重要な業務になってきているという意味で、(2)として特出ししまして、新たな柱として設置いたしました。

中身についても、右側にありますアンケート調査、これについては先ほどと同じ議論で、80%以上の参加者からの「有意義だった」という結果については、これまで達成できておりますので、それを踏まえて、今回はその目標は設定せずに、これらの事業の充実及び改善を図るとしましたのと、その後改行して出てきていますのが、先ほど参事官の方から説明がありました「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」を踏まえ、四島交流等事業に使用する後継船舶の傭船等、同事業に必要な業務を実施するという事で、決められた政府方針を基に北対協において必要な業務を実施するという中身を書き加えさせていただきました。

5ページ目の最後は調査研究でございますが、これについても、先ほど項目別評価表の話でありましたが、いわゆる見直しを踏まえ、真に必要な有益な調査研究を行うとさせていただきます。

6ページ、援護でございます。①と②は書き方を変えただけで、中身は大きな変化はございません。従来援護の③として書いておりました貸付業務なんですけど、これにいても位置づけを格上げしまして、融資事業については援護の一貫ではあるんですが、いわゆる北対協の設置法である北対協法という法律があるんですが、その目的の中では援護というのがあって、更にその次の、具体的には3条の1項と2項で、その2項でいわゆる北方地域及び漁業権者等に対する特別措置法に基づき融資事業を実施するというふうに、協会の目的でも別の項で書かれていますので、今回新しく項立てして規定することにいたしました。

中身については、少し書き方を変えてございます。

6ページの下から7ページにかけて「また」以降の文章なんですけど、そこについては例の見直しで、法人資金貸付けの停止とか、住宅新築資金の在り方の見直しという、平成18年に決まった直しを行うということで書かさせていただきます。

7 ページ「4. 財務内容の改善に関する事項」については、従来どおりの記述。

「5. その他業務運営に関する重要事項」では、若干書き方を変えてございますが、ここは文言の修正と、最初のところは優先順位を踏まえということで、少し変えたというところがございます。

急いで説明しましたが、新中期目標については以上でございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。

それでは、今の説明に基づきまして「独立行政法人北方領土問題対策協会の新中期目標（案）」について審議したいと思います。御質問、御意見等ございましたら、お願いします。

○渡辺委員 2 ページの元居住者というのは、前年度の文書ですと、居住者と島民の両方が出ていますが、それを島民という言葉に統一したという意味合いですか。

○久保田専門職 そういう意味でございます。2 ページ目の「また」以降の文章は、最初は元居住者と言っておって、次の文で「これら元島民」と、同じ意味ですが、元居住者という言葉は元島民に言い換えていると。特段何か意図するというよりは、我々の日常使う用語の中で元居住者と言ったり、元島民と言ったり、恐らく元島民の方がより一般的な概念で、元居住者というのは、法律で居住していた者という書き方をしますので、そのときにそこを見て元居住者と言ったりしますので、用語の整理をいたしまして、ここは一般的な元島民という意味ですので、新しい方では元島民、2 つ目の文の方では世代交代がいろいろ進んでおりますので、孫を含め元島民等ということで、用語の整理をさせていただいたところです。

○上野分科会長 ほかに御意見、御質問等ございますか。

○大隈委員 幾つかあるんですが、まず3 ページ「2. 業務運営の効率化に関する事項」のところで、これは用語を教えてくださいなんですが、こちらで使っている一時経費というのは臨時ということ、上の一般管理費のときもそういうふうにとらえてよろしいんですか。

○久保田専門職 一般管理費の方の一時経費の説明は、私どもの説明の中で落としておりましたが、いわゆるその年度限りで発生するような経費ということでございます。恒常的という意味ではないです。

○大隈委員 経常的ではないということですね。

○久保田専門職 具体的にはこの上野に引越したときに、引越しに係る一時費用というのがあるんですが、これについては毎年かかるものではなくて、引越しの年だけでございますので、そういうものを想定しております。

○大隈委員 それから3 ページの下から2 行目なんですが、そこに「内部

統制・ガバナンス強化に向けた体制整備等」ということが新しく入っていると思うんですが、確かに今、内部統制ということで、かなりはやりで文言的にはすごくいいなという気がするんですが、私会計士をしていますので、今、企業が jSOXs 導入に向けて産みの苦しみをしている姿を見ているんです。そうしますと、この内部統制の整備運用、強化するというのは、人も時間もかかりまして、最終的には非常にお金がかかることなんです。それでも一部上場企業の場合にはディスクロージャーがとても重要なことになりますので、それをする財務諸表の適正性を担保するためには内部統制は必要だという考え方があるんですが、そうすると、こちらの法人の場合、それを必要とするのか。また、そのためにはある程度の人、手間をかけなくてはいけない。ひいてもお金がかかるということをあえてここにまたプラスすることがいかなものなのかを教えてくださいたいんです。

○久保田専門職 内部統制・ガバナンスに関する御質問ですが、実はこれも整理合理化計画でうたわれております。該当部分を確認させていただきます。資料5に戻らせていただきまして、整理合理化計画です。最初の方の全独法共通部分の4ページ目の左の下段の部分、「内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備」としまして、ア～カまで、例示というか、ございます。例えばアについては、役職員に対する目標管理の導入等による適切な人事評価、業務遂行へのインセンティブを向上させるでありますとか、イについては、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、会計監査人等の指導を得つつ、対応するでありますとか、こういったことについて例示がなされております。

今、大隈先生から御指摘ありましたように、これは全独法として、こういったような内部統制・ガバナンス強化に向けて体制整備を行うと。必ずしもこのメニューの中でどれとどれをどの独法がやりなさいということはどこにも書かれていないんですが、こういった項目の中で、恐らくこの北対協のサイズでありますとか、対応できる範囲の中で何かしら強化に向けた体制整備ができることはないかということで、私どもの方の考えとしても、ここで具体的に例示をして、内部統制・ガバナンスをやるというよりは、協会自身の対応能力でありますとか、予算の話もございますし、人員の限界といったものを考慮した上で、適切な内部統制ガバナンスに向けた取組みをしていただきたいという意図で、ふわっとしか書いていないんですが、逆に具体的に書いてないという意味はそういうことでございます。

○大隈委員 よくわかりました。

○小町谷委員 現時点でア～コの中をやっているかというようなことを具体的に今、お考えの部分というのはありますか。

○久保田専門職 これは協会の方にお聞きした方がよろしいでしょうか。何か具体的にありますでしょうか。

○井上理事長 これは私の方は無理だと言っているんです。だから、どういう概念でやるかですね。監査法人も同じようなお話を聞きまして、今の一般企業の状況を見ると、これを北対協にどうやるか。監査法人としてもなかなかお勧めできるメニューなり何なりが考えられないという話ですし、実際考えてみても概念自体がはっきりしていないから、そこは通ってしまえば通ってしまうというところだと思いますが、具体的に考えると目標という形で提示されるとぱっというわけにもいかないということなんで、どうするかということですね。

一般的な内部統制・ガバナンスという概念だけで考えるんだったら、従来からやってきたものをブラッシュアップするなり、色を付けるなりして、これがそうだということになるのかどうか。これからの話し合いの中で決めていくという理解でいるんです。

○久保田専門職 具体的な内容については、今後の相談だなとこちらも思っています。

○大隈委員 4ページ目になるんですが、先ほどの3の(1)の②なんですが、こちらの教育者会議というのは、全国に普及ということなんですが、現時点での設置数というのは幾つあるんでしょうか。

○間瀬専務理事 29都道府県です。

○大隈委員 もう一点ですが、5ページ目、先ほどもちょっと御説明あったんですが、現時点で考えられている船舶の規模とか定員とか、おおよその予算みたいなものというのはいくらか見えているんでしょうか。教えていただきたいんです。

○山本参事官 公式の場で返事をするとしたらまだなんですが、基本的にはこれまでの規模のものは少なくともできるようにということが1つ条件かと思えます。

それから、先ほど早口で申しわけなかったんですが、内閣府の方で行いました調査、2年間分が出てきている試算というのがございますし、今またほかにもいろいろ技術的に詰めておりますので、その辺を踏まえる中で、幾らくらいかかっているというのは今、精査しつつあるところでございます。

いずれにしても、今使っている船舶はかなり老朽化が激しいので、それに代わる船舶はどうしても確保しないと、船舶がないゆえに日口間交流事業はできなくなるというのは国策上まずいので、そういう意味で言いますと、何らか確保しなければいけませんので、その場合にはどうしても

年間の経費は今よりも高くなるというのは避けられない。

そういうことでありますが、そこは財政当局も含めて、今後また相談していくということで、先ほどの閣僚申し合わせにも財務大臣も入った形で政府として申し合わせていくということでございます。

規模的には1つの想定として、1000トン弱くらいのもをつくったとして、先ほど申し上げましたが、喫水の浅いものにしないとあの海域はまずいのと、それから今の四島の状況ですと、どうしても船に泊まる形にしなきゃいけないという制約がいろいろございますので、そういったことを総合勘案してつくった場合、1つの試算では、つくるのに二十数億かなという感触でございます。

今の（案）としては、それを償却期間で割っていくという形でできないかということを考えているところでございます。

○大隈委員 どうもありがとうございます。私からは以上です。

○上野分科会長 ほかの先生いかがでしょうか。

○小町谷委員 4ページの3の「（1）国民世論の啓発」のすぐ後の部分なんですけど、以前、北方領土の返還を求める国民世論の高揚という形で書かれていたんですが、その部分は消えてしまっているのはどういうことなのかということなんです。

○久保田専門職 ここについては、消えていると言いますか、書き方を変えたところでございまして、北方領土問題に関する正確な認識に基づく一致した国民世論の形勢という書き方は、最初の1ページ目のところでこういう言い方に、具体的に言いますと、1ページ目の近年のところのアンダーライン部分のところ、近年以降のところ、「今後、北方領土問題に対する正確な認識に基づく国民世論の形勢とその高揚・持続に向けた一層充実した取組みが必要である」ということで、この問題を伝えるには、正確な知識、理解、考え方に基づいた国民世論の形成が必要であるというふうに前文でうたっておりますので、それと同じような書きぶりに統一したという意図でございます。

○小町谷委員 わかりました。

同じページの「③わかりやすい情報の提供」のところなんですけど、コンテンツが重要だというお話はわかるんですが、これは今、情報を提供しているところで、例えば刊行物とかパンフレットを私がいろんな活動するところで余りお見受けしたことがないように見受けられるんですが、内容もさることながら、どこに、どういうふうに情報を提供するかということも本当はもう少し御検討されたいかがかなと思いました。これは意見のようなものです。

○上野分科会長 配付先等を考慮しつつとかいう文言を入れるとかですかね。

○小町谷委員 具体的にここに書き入れるという必要性はないと思うんですが、そういうふうなことがされているかどうかというのを評価のときに情報提供していただければという趣旨です。

○渡辺委員 当然国民に向けて情報を提供するのだから「その際、知識をわかりやすく伝える」ことです。その際、この情報はこういう特別な人たちに伝えたいということはあると思うけれども、ここで言うのは広く国民が対象なんでしょう。

○久保田専門職 広く国民という意味でありますし、わかりやすくということであれば、子どもとか学生さんとか、そういうのも特に含めまして、一般的な人々にということでございます。

○上野分科会長 ほかに何か御質問、御意見等ございますか。

○小町谷委員 もう一つ、6 ページ目なんですけど、(5) なんですけど、ここは援護の一環なんだが、1 つ項目として出されたという御説明があったと思うんですが、ここの部分は資料5の11 ページの融資業務のところと関係してくるんだと思うんですが、その御趣旨でこちらの方に動いたということなんですか。

というのは、かなり見直しとか検討が、ここの部分が求められているのか、どうしてこっちに動いたのか、いまひとつよく理解ができなかったんです。

○久保田専門職 この項目立てをずらしたことと、整理合理化計画との関係の御質問だと思うんですが、確かに整理合理化のところでは融資事業について法人資金貸付を停止するとか、住宅新築資金について、廃止も含めて在り方を検討するとなっておりますが、融資業務の見直しの趣旨は、北対協がやっている融資業務自体が要らないとかいう話ではなくて、より効率化を図る観点でどういう制度変更があるかという観点でなされたものと私も理解しておりまして、必ずしもこの業務自体が今後はもう不要だとかいうことを言っているわけではない。

したがって、今後も「北方地域旧漁業権者等に対する融資事業」というのは引き続き重要であるということには変わらないという理解しております。

その上で今回位置づけを変えたのは、現実的に援護のところは、ここに従来書いておりました①②③、①が返還要求運動等に対する支援。②が自由訪問。これは船で行く事業です。③が貸付事業ということで、業務の重みと言いますか、軽重で申しますと、やはり貸付業務というのはかなり重要な業務になっておりますので、それに応じて位置づけを少し大きくした

ということでございます。

○小町谷委員 わかりました。

○渡辺委員 6 ページ目の(4)の②なのですが、北方四島の元居住地への自由訪問の実施。これは元居住地以外も行くわけですね。言っている意味はわかるんで、内容が間違っているとかいう意味ではないんですが、元居住地に限定しかねないかなという感じをちょっと持ったんです。例えば元島民が居住していた北方四島への自由訪問の実施。あるいは元島民が居住していたというのを取って、北方四島への自由訪問の実施。

○久保田専門職 自由訪問については、基本的には住んでいたところに、ふるさと訪問をするという事業ですので、元居住地への訪問、それをいわゆる自由訪問という記述はロシア側との口上書、もしくはそれを翻訳してこっち側でつくった文章でいわゆる自由訪問という記述を使っているものですから、それでこう書いているんですが、基本的には自由訪問は元居住地へ行くのが基本でありますと理解しておりますが、協会さん、それによるしかったですか。

○井上理事長 自由訪問は自分が住んでいたところへ行くのが基本なんです。一番大きかったのは、この前の段階では、歯舞にロシア人島民がいないものですから、ビザなしでは歯舞へ行ってなかったんです。ところが、歯舞の元島民というのは非常に多くて、歯舞の訪問希望は非常に高かったわけです。それを開いたのが、ここの、いわゆる自由訪問です。そういう意味で言えば自分のという意味も含めて、元居住地へ行くというのが自由訪問の一番大きな眼目でこういう表現になっているんじゃないかと思いません。

○渡辺委員 そうすると、これは落とすわけにはいかないですね。元居住地と限定しなきゃいけないわけですね。

○井上理事長 特に限定をしなければ意味が違ってしまうということはないと思います。

○渡辺委員 わかりました。

○上野分科会長 むしろ、ふるさと訪問という、ふるさとという言葉が消えたということですね。居住地へというのはもともと入っていますからね。

私からの質問なのですが、数字が入っているところで2. の13%削減から7%削減ということになっているんですが、これはこれでいいんでしょうかというか、7%という数字はどんなふうな感じで出てきているのかということなんです。

○久保田専門職 こちらについては、協会さんとうちの方と話をさせていただきまして、現実的にどのくらいならできそうかというところでお話し

させていただいたんですが、先ほど申し上げましたように、13%というふうな同じ程度はかなり難しい。削れるところはすべてやったという理解の上で、7%くらいであれば何とかいけるかなということで設定させていただいた数字でございます。

○山本参事官 今、財政当局とも別途やっておるんですが、協会の気持ちからいけば大分苦しくなっているんで、0%と書きたいところだと思いますが、それは全体の流れの中で難しいかなということで、ぎりぎり試算したのが今置いたということです。

○上野分科会長 具体的に中身で7%可能か不可能かという問題はちょっと置いておきまして、数字の問題だけ言うと、今お話を聞く限りで、私も北対協のことについてはある程度知っているんで、7%という数字自体結構大変なんだろうなということは勿論、理解するんですが、他方で、これまで13%という数字を出していたのが、これがかなりきつかったということなのかなと思うんですが、4年半で13%で、今度は5年で7%という、数字だけからすると、がくっと減るという感じではあるんです。もともとパーセンテージだと13%という数字は維持されていても分母が減れば実額は減っていくわけですから、他方でパーセンテージが13%から7%にほぼ半分になるということで、実額は実際には半分以上減ることになるのかなと思うんですが、それなりの説明が少し必要なのかと思ったんです。

一応可能だと。ゼロにしたいというところと、かなり幅がある。

○井上理事長 説明がという会長の御趣旨はよくわかるんですが、パーセントの比較の話ではなくて、現にある一般管理費の構成がどうであるか。本当に減らすことができるのかという積み上げの話だと思うんです。うちの場合にはね積み上げの話かかなり多いんで、今のような数字の総額が減っている中に、更にパーセンテージも半分になる。減る額は半分以下になるじゃないかという議論に対しては、積み上げの形で御説明する以外にないんじゃないかと思えます。

そういう形で本部の方で財政当局ともお話しいただいているんだと思います。

○上野分科会長 逆の趣旨ですが、7%は大体頑張れば何とかできそういう感じの数字ですか。

○岩崎事務局長 どうかと言われると、それに向けて節約を進めていくしかないというところだと思います。最初申し上げましたように、ゼロで財務省にお願いしたいんですが、とても許されるような状況では今はありませんので、13%も最後はこちらに移転をしてというところがぎりぎりかなと。この経費そのものが義務的に、例えば税金でありますとか、監査法人

を雇うための義務的な経費になっていますので、なかなか節約しにくい面も実はあるんです。そこを少しずつ詰めていくしかないかなと思っています。

○上野分科会長 これはお金の話では全然ないですが、数字の話で、3.の(1)の例の100回以上の水準を保つ云々とか、アンケート調査80%云々という話を、①のところで全都道府県に働きかける。②も教育者会議の設置について働きかけると。内容も異なっているということもあるし、文言が数値目標ではなくて、働きかけるというふうになっているわけで、しかし、この中身自体は数値目標にしようと思えばできないことはないんでしょね。例えば今伺いした29ですので、少なくとも過半数以上とか、そういう数値目標を設定することもできないわけではないと思うんですが、やや抽象的なので、評価する場合にちょっと難しいのかなというのがあるんです。これ自体悪くはないんですが、評価するとなると、どう評価していいのかというのが今ひとつはっきりしないような気がするんですが、その辺、どういうふうにお考えでしょうかね。

○久保田専門職 まさに今、上野分科会長がおっしゃったとおりでして、これを具体的な、例えば先ほど議論したような項目別評価表に落とすときに、どういった指標や基準を用意するのだろうかということになんですが、全都道府県ということですから、数値化できないこともないんですが、基本的にこの全都道府県というのでいきますと、活動するかどうかは都道府県、②の方で言えば各教育者会議が主体なのでありまして、そこ自体を目標にするわけにもいかないと。北対協の中期目標でございますので、そこができることと言えば働きかけると。それをもっと本当に設立されたとか、各都道府県で活動がなされたかという結果責任までは恐らく求められないだろうと思うんです。

だから、実際に項目別評価をいただく際には、来年の同じ今ごろに評価表をつくって御議論いただきたいんですが、例えば幾つかの都道府県においてこれこれこういった働きかけを行い、こういう結果を得たということで、それをどのように評価するか。どのくらい達成できているかという評価をするかという話になろうかと思っています。

○井上理事長 これは基本的には2つ問題があると思います。1つは、今、久保田さんが話したみたいに、うちの数値的な目標というのは、おおむね自分たちが直にやったことではなくて、外のボランティアの活動をする人たちとの共同作業で出てくる結果なんです。

したがって、それに数値的な目標を提示するということは、自分の方が責任持てることはいいんですが、相手に対して数値を強制するという結果

になります。これは全体の運動として極めてマイナスが大きいだろうというの基本的にあります。

ですから、第一期のときも、署名の数をどうするかとかで議論があったわけですが、署名というのは皆さんの参加の中で行われているものに対して、年間 100 万以上とかいう数値をやることは、運動自体を壊してしまうという議論で外したわけです。

その代わりに自分たちが責任を持てる直轄の事業についてのアンケートという数値を持ってきたわけですが、これはやってみて余りいいものではないというのが実感です。

1 つは、参加者だけの評価を自分たちの目的を持った事業の評価に代えるというのは、それは相当正しくないデフォルメだと思うんです。おもねるといふ形になる。あるいは本当に 80% を超える参加者の賛同がなければだめだという評価になるか。場合によると逆なこともあると思うんです。目的を持ってやるわけですので、参加者の 1 枚の紙ですべてが評価されるということは大変気持ちの悪いこと。

逆にこれを得るためにいろんな意味でのおもねりとか、アンケート自体を役に立たないものにしてしまうという形が出て、むしろその弊害の方が大きいかなというのが実感です。今のは非常に正直ベースにしゃべりました。

そういう意味で直轄事業についても、参加者の評価だけにすべて委ねてしまうということはいかがかというのか第一期の実感としてある。その辺を本部の方も御考慮いただいたんだと思っております。

○上野分科会長 わかりました。

○渡辺委員 アンケート調査実施というのを、全くしないわけではなくて、目標には入っていないが、何かのときにやられるということでもいいと思うんです。ですから、別にそれが文言として消えたことは別に何とも思わないんですが、それとは別に、教育者会議が 29 の府県ですか。これは見通しとしては、各県で、それはできませんみたいな、とても仕事ができないというところもあるんですか。

○井上理事長 残っているところは大変難しい。私はこれは本当にいろんな条件があって決まってくるものですから、最初に呼びかけたときから一律ではやらない。各県の実情を踏まえてやるということを経験的な前提にしてきましたのはそういうことなんです。半分以上、かなりのスピードでできて、残っているところは相当ハードだというのは事実だと思うんです。

逆に過半数を超えますと、これは日本社会的 1 つの流れができて、半分

もできているのに、何でおれのところはできないかのというプレッシャーが本人たち、あるいは周辺に加わっていることも事実です。その辺が結果としてどうなっていくかですが、さっき言ったのと同じような意味で全県につくるという目標を立てるとするのは、結果として好ましくないのではないかという気が強くしています。

○渡辺委員 私の勝手な推測ですが、その県に置かれている教育委員会と学校との関係とか微妙にあると思うんです。

○井上理事長 過去の歴史とかね。

○渡辺委員 多分そうじゃないかと思ったんです。

○岩崎事務局長 その中で間もなく2つほど立ち上がります。

○上野分科会長 ほかに御意見、御質問ございますか。

ひととおりに出たということですので、当分科会としてまとめに入りたいと思います。

次期中期目標については、この（案）を用いて次回の親委員会で審議を行うということによろしゅうございますか。修文とかございませんか。

（「異議なし」と声あり）

○上野分科会長 それでは、そういうことにさせていただきます。

それでは、次の議題に移ります。昨年退職されました協会の専務理事の方がございまして、その方の退職金に係る業績勘案率について考えなければいけないということで、協会の方から御説明をお願いいたします。

○岩崎事務局長 それでは資料の9、10、11を使いまして、御説明させていただきます。

退職金に係る業績勘案率ということで、この率を出しまして御審議をいただくということになりますので、資料11を先に御覧をいただきたいと思います。

1 ページ目に「算定の方法」というのがございます。ここに在職した各事業年度の実績評価を数字にして評価をすることになりますので、恐縮ですが、3 ページ目を御覧いただきたいと思います。別紙というところがございます。

「基準値の算定方法（A＋～Dの5段階評価の場合）」というのがございますが、5段階評価、これまでの担当業務の評価委員の先生方の評価を受けて、A＋～Dまで、5～1まで評価をいただきまして、これを数値化して足して項目で割る。得られた値がどの辺にあるのかで基準値が出てくるというルールが確立しております。

資料9を御覧いただきたいと思います。別紙でございます

長尾前専務は在職期間は平成15年10月1日、1. の2行目であります

が、約4年ほど勤務をされております。ただいま申し上げましたルールの運用が平成16年1月1日からの運用になっております。したがって、審査をいただきます業績勘案率の算定期間、1行目ですが、3年9か月分についてどういう業績であったのか、どういう評価であったのかというところを見ていただくということになると思います。

3ページ目を御覧いただきますと、平成15年度～18年度までの専務が所掌いたしておりました項目の評価結果が出ております。例えば平成15年度でありますと、評価をいただきます項目数が1で、評価はAが1ということでありました。

4ページ目に、その結果がこういうことになっております。

前専務は札幌事務所に常勤をいたしまして、元島民等に対する援護、いわゆる融資の事業を担当していただいております。ここで評価項目は1つにくくられております。理事の評価としてAという評価を既にいただいております。したがって、先ほど見ていただきましたルールでいきますと、Aが4点になりますので、項目数1でありますので、これを足していきますと、2ページにお戻りいただきますと、2.の「算定方法」の(1)①のところでございますが、4.0という数字が出てまいります。

先ほどの資料の11の別表のところでも得られた数値3.5以上4.1未満、つまり基準値は1.0ということになります。これを毎年度、ただいま申し上げたように評価をいただいた、A+なのかAなのかBなのか、その数によって足していった項目数で割って得られた数値を先ほどの表の基準値で合わせていく。通常の場合ですと1.0という数字が出てまいります。これでいきますと、平成15年度～18年度までは既に評価をいただいておりますので、1.0というのが総合計になります。

もう一つ、平成19年度につきましては、まだ、実は評価をいただいております。本日御審議をいただくということになるわけでございます。仮にここは1.0という仮の数値を置かせていただきました。これでよろしいのかどうか御審議をいただきますのと、(2)最終的な数字、これらを足し合わせて最後の基準業務勘案率ということで、1.0ということで実は前専務の退職金の金額が決まってしまうということでございます。

もう一つの資料10が、御審議をいただきます19年度の評価でございます。

ここでは評価をいただきます項目が5つございます。1つは、融資の説明会、相談会の充実を強化したか否か。これは開催場所、そこに書いてありますが、10か所で今までは不定期でありましたが、定期的に開催をした。自己評価はAということでお願いをしております。

2つ目が、関係金融機関との連携の強化はどうであったかということで、これも自己評価Aでお願いをしております。

生前承継の推進というところも、十分に果たせたということでAでお願いしております。

リスク管理も17年度末残高、この表は実は19年度の評価項目、本日御審議をいただきましたので、まだできておりませんでしたので、18年度の項目を使わせていただいておりますが、17年度末と比べて5%以上縮減できたのかどうか。実際には16%縮減しておりますので、ここも自己評価Aということでお願いをしようと思っております。

業績等々は以上でございまして、結果的に前専務の19年度の実績評価はAということでお願いをしたいと思っております。

したがいまして、資料9の2ページ目の別紙に戻りますと、トータルとして1.0ということで御審議をお願いしたいと思っております。

雑駁ですが、以上でございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。この件に関して、御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、長尾専務理事の業績勘案率は1.0ということにするということではよろしゅうございますね。

(「はい」と声あり)

○岩崎事務局長 ありがとうございます。

○上野分科会長 それでは、本件は親委員会の権限が分科会に下ろされていますので、内閣府独立行政法人委員会として、このように最終的に決定するということにしたいと思えます。

それでは、最後に今後の予定につきまして、事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。

○山本参事官 資料12でございまして、ここにありますように、2月28日に親委員会がございまして、ここに今日の次期中期目標がかかる予定でございまして。

3月18日にまた親委員会がございまして、このときにはそれを基にした中期計画というものがかかる予定でございまして。

その上で4月から次期中期目標、中期計画ということになる予定でございまして。

7月、8月にまた分科会をお願いする予定でございまして、このうちそれぞれ中期目標期間終了に伴う実績評価というのがそれぞれ付いておりまして、これが例年と違って加わっているところでございまして。またよろし

くお願いしたいと思います。

以上です。

○上野分科会長 それでは、どうもありがとうございました。委員の方々、協会の方々、そのほか御発言ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○上野分科会長 それでは、本日予定されておりました議題はすべて終了いたしましたので、これにて北対協の分科会は閉会ということにしたいと思います。

本日はどうもお忙しいところをありがとうございました。